

小規模事業者持続化補助金

無料

採択される個別相談会

補助率2/3 補助上限50万円、申請書の作り方を個別に指導します。
4日間のうち都合の良い日時を第1希望から第3希望まで選び申込み願います。
(1事業所50分) 先着順ですので、お早めにお申し込み願います。
コロナ対策を施して行います。また、当日具合のわるい方はご遠慮頂きます。

期 日	令和3年3月 15日(月)、16日(火) 17日(水)、19日(金)
会 場	太田市新田商工会 新田金井町607
講 師	中小企業診断士 久保田義幸 先生
申込方法	本用紙をFAX下さい。0276-57-3536
問い合わせ	0276-57-3535 太田市新田商工会
申込期日	令和3年3月10日(水)
そ の 他	申込後、日時が確定したらご連絡差し上げます。

FAX:0276-57-3536 **申込書** このまま送信下さい。
(第1希望①、第2希望②、第3希望③を記入)

期 日	時 間				
	15:00~	16:00~	休憩	18:00~	19:00~
15日(月)					
16日(火)					
17日(水)					
19日(金)					
事業所名			電話番号		
参加者名①			参加者名②		

* 持続化補助金とは

小規模事業者が経営計画を作成し、販路開拓の取組を行うための費用の3分の2（上限50万円）の補助金が使えます。

* 事業の流れ



* 主な補助対象例

・機械装置等費

事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

【対象となる経費例】

高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子・ベビーチェア、衛生向上や省スペース化のためのショーケース、生産販売拡大のための鍋・オーブン・冷凍冷蔵庫、新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）、販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等）、自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当40するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）、（補助事業計画の「I. 補助事業の内容」の「3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容」に記載した場合に限り）管理業務効率化のためのソフトウェア

・広報費

パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費

【対象となる経費例】

ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品（販売用商品と明確に異なるものである場合のみ）、販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ）

・外注費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）

【対象となる経費例】

店舗改装・バリアフリー化工事、利用客向けトイレの改装工事、製造・生産強化のためのガス・水道・排気工事、移動販売等を目的とした車の内装・改造工事、（補助事業計画の「I. 補助事業の内容」の「3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容」に記載した場合に限り）従業員の作業導線改善のための従業員作業スペースの改装工事

（募集期間）

公募開始：2020年 3月10日（火）＜公募要領公表＞

申請受付開始：2020年 3月13日（金）

第5回受付締切：2021年 6月 4日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

第6回受付締切：2021年10月 1日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

第7回受付締切：2022年 2月 4日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

☆詳しくは、商工会経営指導員にお問合せ下さい。